

告 示

埼玉県告示第千五百三十三号

令和五年埼玉県告示第三百一一号で公示した基本測量は、令和五年七月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕